

# 家畜衛生だより

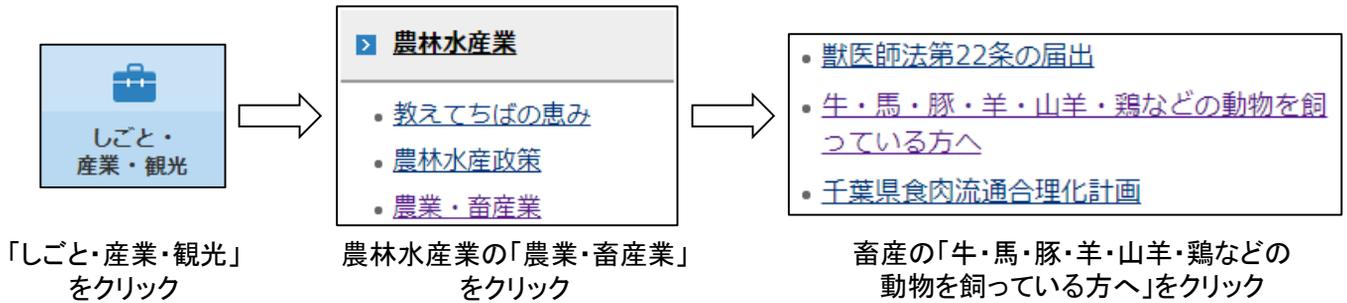
From 中央家保

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax: 043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会

## 電子メールによる飼養衛生管理者 の報告方法について

令和2年度第2号の衛生だよりにおいて周知した飼養衛生管理者の選任について、電子メールによる報告方法を改めてお知らせ致します。

- ① 「<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/siyoueiseikanrikijun.html>」を参照、または千葉県ホームページから下記の順序で進んでください。



- ② 下記の「飼養衛生管理者報告様式」をクリックし、エクセルファイルをダウンロードしてください。

- PDF [飼養衛生管理者制度について \(PDF : 390KB\)](#)
- PDF [飼養衛生管理者の報告方法 \(PDF : 141KB\)](#)
- Excel [飼養衛生管理者報告様式 \(エクセル : 27KB\)](#)

- ③ 様式(エクセルファイル)に入力してください。

- ④ 中央家畜保健衛生所のメールアドレス宛てに報告してください。

※ファイル送信の際は、個人情報保護のため、添付ファイルを暗号化してください。

暗号化で作成したパスワードは、別メールで送信してください。

(暗号化: エクセルの機能の「ブックの保護」→「パスワードを使用して暗号化」を選択)

中央家畜保健衛生所メールアドレス [chuuou-kaho@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chuuou-kaho@mz.pref.chiba.lg.jp)

お問い合わせ・ご連絡は、千葉県中央家畜保健衛生所まで  
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090

# 家畜の伝染性疾病の名称変更について

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が4月3日に公布されたことに伴い、家畜伝染病及び届出伝染病の名称が変わります。

(1) 家畜伝染病(法律で規定し、政省令で引用:日本獣医学会から提言のあったもの)

変更前	変更後	変更の理由
① 水胞性口炎	水疱性口内炎	漢字の適正化(学術上「水疱」と表現することが適切) OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
② ブルセラ病	ブルセラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名+症」と表現することが適切
③ 結核病	結核	OIE等一般的に用いられている名称の乖離との是正
④ ピロプラズマ病	ピロプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名+症」と表現することが適切
⑤ アナプラズマ病	アナプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名+症」と表現することが適切
⑥ 豚コレラ	豚熱	OIE等一般的に用いられている名称の乖離との是正
⑦ アフリカ豚コレラ	アフリカ豚熱	OIE等一般的に用いられている名称の乖離との是正
⑧ 豚水胞病	豚水疱病	漢字の適正化(学術上「水疱」と表現することが適切)
⑨ 家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名+症」と表現することが適切

議員立法により措置済み

(2) 届出伝染病(省令で規定:日本獣医学会・日本獣医学会から提言のあったもの)

変更前	変更後
① 牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛ウイルス性下痢
② 牛白血病	牛伝染性リンパ腫
③ 牛丘疹性口炎	牛丘疹性口内炎
④ トリパノソーマ病	トリパノソーマ症
⑤ トリコモナス病	トリコモナス症
⑥ 馬モルビリウイルス肺炎	ヘンドラウイルス感染症
⑦ トキソプラズマ病	トキソプラズマ症
⑧ 山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊関節炎・脳炎
⑨ 豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚テンオウイルス性脳脊髄炎
⑩ 伝染性気管支炎	鶏伝染性気管支炎
⑪ 伝染性喉頭気管炎	鶏伝染性喉頭気管炎
⑫ 鶏結核病	鳥結核
⑬ 鶏マイコプラズマ病	鳥マイコプラズマ症
⑭ ロイコチトゾーン病	ロイコチトゾーン症
⑮ あひる肝炎	あひるウイルス性肝炎
⑯ 兎ウイルス性出血病	兎出血病
⑰ バロア病	バロア症
⑱ ノゼマ病	ノゼマ症